

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設
第1回用地選定検討委員会

日時 令和6年10月11日(金)
午前9時30分～
場所 西牟婁総合庁舎4階 大会議室

次第

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 管理者挨拶
- 4 自己紹介
- 5 用地選定検討委員会設置条例について・・・・・・・・・・資料1
- 6 用地選定検討委員会公開基準について・・・・・・・・・・資料2
- 7 用地選定検討委員会傍聴基準について・・・・・・・・・・資料3
- 8 委員長・副委員長の選出について
- 9 委員長挨拶
- 10 諮問
- 11 用地選定方針について・・・・・・・・・・資料4
- 12 委員会スケジュールについて・・・・・・・・・・資料5

休憩

- 13 基本構想の検証について
- 14 第2回委員会の開催方法について
- 15 連絡事項
- 16 閉会

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会 名簿

委員（9名）

区分	委員名	職名等	備考
学識経験者	よしだ のぼる 吉田 登	和歌山大学システム工学部 教授 和歌山県環境審議会廃棄物部会 委員 和歌山県環境影響評価審査会 副会長	専門分野・環境政策 ・環境配慮型社会 ・環境影響評価
	さくらい しょうの 櫻井 祥之	和歌山工業高等専門学校環境都市工学科 講師	専門分野・社会基盤 (土木・防災) ・都市計画
	やくわ ひろし 八鍬 浩	(公社)全国都市清掃会議 技術部長 元横浜市資源循環局適正処理計画部 部長	
	どえい ともこ 土永 知子	南方熊楠顕彰館 学術研究員 和歌山県環境影響評価審査会 委員 (公財)天神崎の自然を大切にする会 代表理事	専門分野・生態学(植物)
住民代表	のむら ゆういちろう 野村 悠一郎	田辺市自治連合会 会長	田辺市推薦
	たなか はるよし 田中 晴好	みなべ町自治振興委員会 会長	みなべ町推薦
	くるす すえみ 來栖 未美	白浜町環境保全協議会 会長	白浜町推薦
	たなか としのり 田中 利典	汗川町内会 会長	上富田町推薦
	たきもと みな 瀧本 美奈	すさみこども食堂 代表	すさみ町推薦

オブザーバー（5名）

区分	氏名	職名等	市町
廃棄物構成市町村担当課長	いたに ともし 井澗 伴好	廃棄物処理課 課長	田辺市
	まえだ よしのぶ 前田 善伸	生活環境課 課長	みなべ町
	えのもと たかひろ 榎本 崇広	生活環境課 課長	白浜町
	みうら まこと 三浦 誠	住民課 課長	上富田町
	みなみ のりかず 南 典和	環境保健課 課長	すさみ町

事務局（3名）

区分	氏名	職名等
市田辺村周辺広域圏組合	しみず まさみ 清水 真己	事務局長
	ふるくぼ まさゆき 古久保 雅之	事務局主任
	まごもと なおや 孫本 直弥	事務局主査

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会設置条例

(設置)

第1条 田辺周辺広域市町村圏組合の構成団体5市町（以下「構成市町」という。）で整備を目指す、新たな一般廃棄物処理施設に係る整備用地（以下「用地」という。）の選定に当たり、用地を公正かつ適正に選定するため、田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、田辺周辺広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を管理者に答申するものとする。

- (1) 田辺周辺広域一般廃棄物処理施設整備基本構想の検証に関すること。
- (2) 用地の選定に係る評価基準に関すること。
- (3) 用地の評価及び選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、用地の選定に関し管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 構成市町の推薦を受けた者
- (3) その他管理者が適当と認めた者

3 前項に掲げる委員のほか、委員会にオブザーバー（意見参考人）を置くことができる。

4 オブザーバーは、構成市町の廃棄物担当課の長とし、委員会の会議に参加し、委員長の許可を得て意見を述べることができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日から第2条の規定による所掌事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員会が初めて開催されるときは、管理者が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が職務に従事したときは、次のとおり報酬及び費用弁償を支給するものとする。

- (1) 報酬の額 識見を要する委員は日額20,960円、その他の委員は日額6,840円とする。
- (2) 費用弁償 田辺周辺広域市町村圏組合一般職の職員の旅費に関する条例（平成17年条例第3号）の例による。
- (3) 支給期日 勤務した日の属する月の翌月10日若しくは25日又は勤務した日

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は原則公開とするが、公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生ずると委員長が認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び委員以外の者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、組合事務局で行う。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第2条の規定による所掌事務が終わった日以後において規則で定める日限り、その効力を失う。

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会公開基準

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会設置条例に基づき、用地選定検討委員会の会議（以下、「会議」という。）の公開について、必要な事項を定める。

1 公開・非公開の決定

田辺市周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会設置条例第 8 条に基づくものとする。

2 運用基準

(1) 会議は以下に該当する場合を除き公開とする。

ア 法令若しくは条例の定めるところにより、公にすることができないと認められる。

イ 個人に関する情報を保護する必要がある。

ウ 公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。

エ 公開することにより、住民の誤解や憶測を招き、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

オ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

(2) 用地選定検討委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、会議を非公開とする場合は、その理由を明らかにしなければならない。

3 会議録の作成、公開の基準

(1) 会議の公開又は非公開にかかわらず、会議録を作成する。

(2) 会議録は公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあっては、会議録の全部又は一部を非公開にすることができる。

(3) 会議録を公開する場合には、個人名、プライバシーに関する箇所は削除する。

(4) 会議録には、会議開催日時及び場所、委員会出席者の名前、会議の概要を記載する。

(5) 会議を公開した場合には、会議録の確定後、田辺周辺広域市町村圏組合のホームページに掲載する。

4 その他

この基準に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会傍聴基準

1 趣旨

この基準は、田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴者の定員

会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会場の規模等を考慮して、傍聴者の定員を変更することができる。

3 傍聴の手続など

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、受付において会議の傍聴について申し出なければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開会30分前から同10分前までの間に行うものとし、傍聴希望者は、傍聴者受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名、電話番号を記入し所定の場所で待機するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、これを変更することができる。
- (3) 受付においては先着順により傍聴者を決定するものとし、定員に達したときは当該受付を締め切るものとする。
- (4) 傍聴者となった者は、係員の指示により会場に入場しなければならない。

4 報道関係者

報道関係者は、委員長が認める範囲において、定める事項にかかわらず会議を傍聴することができる。

5 資料の提供

- (1) 委員長は、必要に応じて傍聴者に会議の資料を提供するものとする。
- (2) 傍聴者に提供する資料については、概略資料とすることができる。
- (3) 傍聴者に提供された資料については、会議の終了後、返却しなければならない。

6 傍聴できない者

以下のいずれかに該当する者は、傍聴席に入る事ができない。

- ア 銃器その他危険なものを持っている者
- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者
- エ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- オ 上記に定めるほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

7 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- ア 委員会等における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- イ 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- ウ はち巻き、腕章の類の着用をする等示威的行為をしないこと。
- エ 飲食又は喫煙をしないこと。
- オ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- カ 携帯電話等の電源は切り、又は音を発しない設定にすること。
- キ 上記に定めるほか、委員会等の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

8 撮影及び録音の禁止

傍聴者は、許可なく写真又は動画の撮影、録音等を行ってはならない。ただし、報道関係者についてはこの限りでない。

9 会議の非公開時における退場

傍聴者は、委員長により会議が非公開とする旨の宣言があったときは、速やかに会場から退場しなければならない。

10 秩序の維持

委員長は、傍聴者が基準に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。一度退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。また、以降においても傍聴席に入ることができない場合がある。

11 その他

この基準に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定方針

1 用地選定の考え方

田辺周辺広域市町村圏組合の構成 5 市町で整備する新たな一般廃棄物処理施設の整備用地の選定については、透明性を持たせた中で公正かつ適正に実施する必要がある。そのため、学識経験者や構成市町からの推薦を受けた住民の方からなる用地選定検討委員会を設置し、その会議を公開とし、透明性を持たせた中で議論していただき、環境保全性、経済性、利便性などを総合的に判断し、立地に適した複数箇所の整備用地を選定する。

2 基本構想に基づく施設整備について

(1) 基本方針

田辺周辺広域一般廃棄物処理施設整備基本構想において、以下の 4 つの基本方針を定める。

基本方針 1 安全・安定的なごみ処理をできる施設
ごみ量・ごみ質の変動に対応し、長時間にわたり安定した稼働が行える施設を目指す。また、事故が発生しないように万全の対策を講じる。
基本方針 2 環境保全に配慮した施設
ダイオキシン類、水銀等の有害物質や、騒音、振動等の環境負荷を低減し、周辺環境との調和に配慮した施設とする。
基本方針 3 資源循環・エネルギー回収に優れた施設
資源回収・エネルギー回収を行い、循環型社会の構築に貢献できる施設とする。
基本方針 4 経済性に優れた施設
建設費や維持管理費、補修費を抑えることによりライフサイクルコストの適正化するとともに、費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。

(2) 施設の概要

① 施設規模の想定

施設規模の想定については以下の通り定める。なお、施設規模は、現在の人口・ごみ量をもとに算定した推計値により算出する。

	可燃ごみ処理施設	リサイクル施設
施設規模	113 t /日	35 t /日
処理対象物	可燃ごみ	資源物、不燃ごみ、粗大ごみ
必要敷地面積	約 2.0～2.5ha	

② 処理対象とするごみ

新施設で処理対象とするごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、ペットボトルとし、その他の資源物については直接持ち込みの受け入れ場所は設けるものの処理は行わず（保管・積替のみ）、処理は引き続き各市町において行うことを想定している。

③ 熱利用方針

ごみを焼却処理する場合、発生する高温排ガスのもつ熱エネルギーは、ボイラー等の熱交換機を設けることにより蒸気、温水等の形態のエネルギーに変換することができる。さらにそれらのエネルギーは、最終需要先での利用形態、そこまでの輸送に適した形態のエネルギーに変換されて、最終利用される。

④ 災害対策

災害発生時においても継続的な適正処理が求められ、また、災害廃棄物の処理を行う場合もあることから、災害に対する耐性が求められる。さらに、避難所や熱電供給等、防災拠点としての役割も期待される。

3 用地の選定方針

用地の選定方法としては、地図上での絞り込みによる方法を採用する。委員会で決定した評価項目・評価基準を基に複数段階での絞り込みにより候補地を抽出する。

(1) 1次選定（法規制による除外）

施設整備用地として法令や条例等の規制を受ける地域を除外する。施設整備用地から避けるべき地域を抽出する広域ネガティブマップを作成し、ネガティブマップに掛からない地域を抽出する。

(2) 2次選定（地理条件、計画上困難な要因による除外）

1次選定において抽出された整備検討地域を対象に、地形図や位置図などを用い、基本構想で示された施設整備に必要な面積（2.0～2.5ha）が確保できない地域、教育・医療・福祉施設などから一定の距離範囲にある地域、防災面の状況（河川区域、浸水区域、

地質、地盤の液状化等)、社会基盤整備状況(道路、上水道、下水道、電力等)などを整理し、それらの重ね合わせにより整備検討地域として更に絞り込む。

(3) 3次選定(整備用地として妥当と考えられる要因による選定)

2次選定において抽出された整備検討地域を対象に、環境保全性(生活環境、自然環境、景観等)、経済性(建設初期費用、ランニングコスト等)、利便性(アクセス等)など総合的に判断した上で、ごみ処理施設の立地が適している地域を抽出し検討評価する。

(4) 施設整備用地の比較評価

3次選定された複数箇所の施設整備用地を対象に、環境・安全性、経済性、他の廃棄物関連施設との連携性などの観点から比較評価し、委員会で決定した配点による順位付けを行う。

4 答申について

委員会において調査審議を行い、管理者に答申する。答申内容は、一般廃棄物処理施設の立地に適した用地を複数箇所と評価内容、選定過程やその根拠を記載するものとする。

5 整備候補地の決定

答申を受けた後、整備候補地の最終決定は当組合(構成5市町)が行うものとする。

R6・R7スケジュール(案)について

内容		R6年度						R7年度											
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
用地選定検討委員会																			
第1回	・委員委嘱 ・委員長副委員長の選出 ・諮問 ・基本構想検証①	■																	
第2回	・基本構想検証②		■																
第3回	・用地選定方法等について (1次選定から3次選定の手順について)				■														
第4回	・1次選定について (法規制による除外)						■												
第5回	・2次選定について (地理条件、計画上困難な要因による除外)									■									
第6回	・3次選定について (整備用地として妥当と考えられる要因による選定) ・候補地の比較評価について											■							
第7回	・選定結果取りまとめ等 ・答申について															■			
答申																	■	■	■
パブリックコメント																		■	■
事務局及び受託者																			
施設整備の基本方針に関する基本的事項の整理		■	■																
用地選定に関する基礎資料の整理		■	■	■															
評価方法案の作成		■	■	■															
施設整備用地の絞込み(1次選定)						■	■												
施設整備用地の絞込み(2次選定)								■	■										
施設整備用地の絞込み(3次選定)										■	■								
施設整備用地の比較評価										■	■								
選定結果の取りまとめ													■	■	■				

※状況により委員会の開催回数が増える場合があります。



諮 問

構成団体5市町で整備を目指す、新たな一般廃棄物処理施設に係る整備用地の選定に当たり、用地を公正かつ適正に選定するため、田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会設置条例第2条の規定に基づき用地選定検討委員会においてご審議をお願いしたい。

諮問事項

- ・田辺周辺広域一般廃棄物処理施設整備基本構想の検証に関する事
- ・用地の選定に係る評価基準に関する事
- ・用地の評価及び選定に関する事
- ・その他、用地の選定において必要と認められる事

令和6年10月11日

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設
用地選定検討委員会 委員長 殿

田辺周辺広域市町村圏組合
管理者 真砂 充敏

